

令和7年度持続可能な観光地形成に向けた2次交通推進モデル事業（手ぶら観光推進によるオーバーツーリズム未然防止・抑制事業）委託業務 企画提案公募要領

※本公募は、令和7年度観光庁事業「オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業」の交付決定を前提とした事前準備手続であり、交付決定の後に効力を生じるものです。観光庁の交付決定がなされなかった場合、交付決定額に変更があった場合は、契約の一部又は全部を締結しないことがあります。

1 委託業務名

令和7年度持続可能な観光地形成に向けた2次交通推進モデル事業（手ぶら観光推進によるオーバーツーリズム未然防止・抑制事業）委託業務

2 履行期間

契約締結の日から令和8年2月16日まで

3 業務の目的

那覇空港は、沖縄観光のゲートウェイであるが、空港発着の2次交通が限定的であるため必然的に大型スーツケースの持込等による車両内混雑が深刻な課題となっている。

このため、旅マエでの広報強化、新たなアプリの導入等の手ぶら観光推進により、オーバーツーリズムの未然防止・抑制を図ることを目的に、各種事業を実施する。

4 予算額

委託料 78,000,000円以内（消費税込み）

※当該金額は、企画提案のために提示する金額であり契約金額ではない。

5 業務内容、企画提案内容等について

別添「令和7年度持続可能な観光地形成に向けた2次交通推進モデル事業（手ぶら観光推進によるオーバーツーリズム未然防止・抑制事業）業務委託仕様書」のとおり

6 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす企業又は団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（※）の規定に該当しないこと。

※地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (3) 共同企業体による企画提案申請も認める。その場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が企画提案申請を行うこと。

- イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、上記(1)及び(2)の要件を満たすこと。
- (4) 単独で事業を実施する場合は、沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。複数の事業者による共同企業体で事業を実施する場合には、沖縄県内に本店又は支店を有する法人が必ず1社以上参加していること。
- (5) 別添企画提案仕様書の委託業務内容を遂行する能力を有していること。
- (6) 本県の観光関連施策等を十分に理解し、本業務の実施にあたって県と密接に連携できること。
- (7) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤と執行体制を有すること。また、責任者及び担当者を2名以上バランスよく割り当て、県との業務調整を円滑に行える体制が取れること。

7 応募方法等

(1) 企画提案申請

ア 提出書類：「8 応募書類」参照

イ 提出期限：「8 応募書類」 令和7年6月13日（金）12時
※期限を過ぎた場合は、いかなる場合も受け付けない

ウ 提出方法：持参又は郵送

※郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとり、提出期限内必着とする

(2) 本件に関する質問等

本件に関する質問については、次のとおり提出すること

ア 提出期限：令和7年6月9日（月）12時

イ 質問様式：質問書【様式7】

ウ 提出方法：eメール（nakamh@pref.okinawa.lg.jp）

質問に対する最終回答は、令和7年6月11日（水）12時（予定）までに、沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課HPに掲載する。

8 応募書類

企画提案申請に係る応募書類の種類及び提出部数は、以下のとおりとする。なお、共同企業体の場合は、構成員毎に③、⑦、⑧及び⑨を提出するとともに、共同企業体協定書を添付すること。

① 企画提案応募申請書【様式1】： 1部

② 企画提案書【様式2】： 8部

③ 会社概要書【様式3】： 8部

④ スケジュール表（任意様式）： 8部

⑤ 実施体制（任意様式）： 8部

⑥ 経費見積書【様式4】： 8部

※経費見積書で計上する一般管理費については、（人件費＋事業費－再委託費）の10%以内とする。

⑦ 実績書【様式5】： 8部

⑧ 誓約書【様式6】： 1部

⑨ 定款及び直近2期分の決算報告書：写し各1部

⑩ 参考資料（必要に応じて）： 8部

※共同企業体協定書以外の書類に関する押印は不要

9 企画提案書の体裁

「A4判、縦置き、横書き」を基本とし、必要に応じて「A4判、横置き、横書き」を可とする。また、両面印刷の場合は、長辺綴じとすること。

10 審査の方法

(1) 第一次審査（書面審査）

応募者が4社以上の場合は、第一次審査として沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課で書面審査を行ったうえで、上位3社を選定する。選定された事業者に対しては、第一次審査の結果及び最終審査の実施日時等を、選定されなかった事業者に対しては、第一次審査の結果のみを、電子メール及び書面で通知する。

なお、応募者が3社以下の場合は、第一次審査は実施せず、応募資格要件の適合を確認したうえで、全て最終審査の対象とする。

(2) 最終審査（プレゼンテーション審査）

最終審査は次の日程で行い、企画提案業者選定委員会において、企画提案書の内容等についてのプレゼンテーション審査を行ったうえで、最も優れた提案者を選定する。なお、最終審査の結果については、電子メール及び書面にて通知する。

最終審査実施日：令和7年6月19日（火）午前 ※時間については、別途案内する。

また、最終審査における留意事項は、以下のとおりとする。

- ① 審査会場への入場者は4名以内とする。
- ② 審査時間は1社あたり30分とする。（プレゼンテーション15分、質疑応答15分を予定）
- ③ 最終審査においては、提出した企画提案書等のみを用いて説明することとし、資料の追加及びパソコン等の機器の使用は認めない
- ④ 審査は非公開で行い、審査経過に関する問合せは受け付けない。

11 一般管理費

一般管理費は、委託事業を行うために必要な経費であって当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、一定割合の支払を認められた間接経費のことをいう。

一般管理費は、 $(\text{人件費} + \text{事業費} - \text{再委託費}) \times 10 / 100$ 以内で計上すること（小数点以下切り捨て）。

12 その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する経費、企画コンペに参加する経費等については、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。

契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

※沖縄県財務規則（抜粋）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じ

て得た額)の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- ① 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ② 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - ③ 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - ④ 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
 - ⑤ 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
 - ⑥ 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - ⑦ 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - ⑧ 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
 - ⑨ 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - ⑩ 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - ⑪ 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
 - ⑫ 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (5) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
- ① 提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合
 - ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ③ 本要領に違反すると認められる場合
 - ④ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - ⑤ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (6) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課と受託業者とで別途協議して決めることとする。

13 問合せ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県庁8階

沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課 受入推進班 担当：名嘉真・金城

TEL：098-866-2764 FAX：098-866-2765 メール nakamh@pref.okinawa.lg.jp